

社会科成立期における歴史教科書の作成と4つの歴史教育（Ⅱ）

—「国家志向」型歴史教育の系譜と特色—

梅野正信

(1995年10月16日 受理)

A Study of the History Textbook on the Social Studies after World War II (Ⅱ)

Masanobu UMENO

- 一 はじめに
- 二 敗戦と歴史教育
- 三 『暫定初等科國史』の編纂と「国家志向」型歴史教育
- 四 歴史科専門委員会と歴史教育研究会
- 五 戦前における歴史教育研究会と『研究評論 歴史教育』
- 六 戦後における歴史教育研究会と『歴史教育』
- 七 「国家志向」型歴史教育の特色

一 はじめに

本論文は、「敗戦」による歴史教育内容の改訂と、これに続く「社会科の成立」にともなう構造的改革の、いわば二重の新たな課題に直面した戦後日本の歴史教育が、その新たな全体像を、敗戦直後、どのような形で構想しようとしていたのかを社会科教育史研究の視点から考察を加えるものである。

筆者はこれまで、戦後初発期の歴史教育を、新制中学校を念頭においた歴史教科書の作成経緯を縦軸として三期に、また内容的特色を横軸として四つの歴史教育の潮流に整理した。

三つの時期区分のうち、第一期は、敗戦から1947年にかけての『くにのあゆみ』と『くにのあゆみ』批判を中心とする、新しい歴史教育を内容的に改革しようとした時期、第二期は、1947年から1948年にかけて、「中等国史教科書編纂委員会」において、新たに成立した社会科に対応する歴史教育が構想されようとした時期、第三期は、1948年以降の検定歴史教科書の発行に対応した時期である。

また、筆者は、1945年末以降の『暫定初等科國史』編纂過程にみられた歴史教科書構想の特色を

「国家志向」型歴史教育, 1945年6月以降の『くにのあゆみ』等の作成にかかわる歴史教科書構想を「事実志向」型歴史教育, さらに, 同年9月の発刊以降, この『くにのあゆみ』を批判する中から自らの歴史教育を展開した歴史教育構想のうち, マルクス主義的歴史学の立場を中心とした歴史教育の特色を「変革志向」型歴史教育, 民俗学的立場から展開された「くにのあゆみ」批判の特色を「生活志向」型歴史教育として各々分類した。⁽¹⁾

このうち本論は, 戦前の皇国史観の払拭を目的とし, 内容的改革をめぐる論議が展開された第一期を, とりわけ「国家志向」型歴史教育に焦点をあてる形で, その経緯と特色を整理しようとするものである。

二 敗戦と歴史教育

周知のごとく, わが国の歴史教育は, 1945年12月31日のGHQ指令「修身, 日本歴史及び地理ノ授業停止ニ関スル件」によって停止されることになった。

そして, この, いわゆる「三教科停止命令」に前後して, 日本歴史については, その授業再開を目指す新教科書『暫定初等科國史』等の編纂作業が開始された。

この, 『暫定初等科國史』の編纂については, GHQ/CIE文書, トレーナー文書, および, 「戦後教育資料」(国立教育研究所蔵), 「勝田守一資料」(東大所蔵)などの資料をもとに, 片上宗二, 久保義三らをはじめとした各氏の実証的研究により, 1945年12月, 有光次郎文部省教科書局長がCIEのワンダリックから暫定的教科書編纂の指示をうけ, 豊田武図書編修官を担当官とした編纂作業を開始させた経緯が詳細に確認されている。⁽²⁾

ここに改めて説明を加えるまでもなく, 『暫定初等科國史』は, 最終的に, CIEとの間で, 神話の取り扱いをめぐる合意にいたらず, 1946年5月8日, ついに編纂が中断する形で終わることになるわけだが, ここでは, 当時の文教政策や『暫定初等科國史』編纂関係者と, 占領政策との間の齟齬がどこにあったのかを, まずもって確認しておきたい。

この点に関して, 三教科の授業停止と前後する時期, すなわち, 『暫定初等科國史』が編纂されようとする時期に, 新しい歴史教育を文部省サイドでどのように考えていたかを知る主要な資料として, 「國史教育ノ方針」「國史教育ノ方針(案)」「暫定歴史教科書編纂方針大綱」が今日に残されている。そこで, 以下, これら三資料を順次検討しつつ, この時期の日本側の対応の特色を整理することにしたい。

1. 國史教育の方針⁽³⁾

本文書は, 文部省内で作成された討議資料的性質をもつ資料とされるものであり, 歴史教育の目的として, 「促ハレザル立場ニ於テ史実ヲ開明シ, 國史發展ノ大勢ヲ把握セシムルト共ニ, 過去ニ対スル反省ト批判ヲ行ワシメ, 以テ日本建設ニ資スベキ識見ト教養ヲ得シメ, 國民トシテ自覺ト実

「実践ニ培フヲ國史教育ノ目的トス。」と書かれた上で、次の三点にわたる「國史教育ノ要旨」が示されている。

- 一、独善偏狭ノ史観ヲ拂拭シ史実ノ歪曲ト隠蔽トヲ避ケ、公正ナル立場ヨリ、歴史ノ發展ヲ総合的合理的ニ會得セシム。
- 二、従来ノ如キ治乱興亡、政權移動ヲ主トスル政治史ニ偏スルコトナク、世界史的立場ニ立脚シ、社會、政治、經濟、技術、文化全般ニ亘リ、國民生活ノ具体的展開ノ様相ヲ明ラカニシ、ソノ間、自ラ我ガ國家ノ特色及ビ國民性ヲ把握セシム。
- 三、國際親善、共存共榮ノ史実ヲ重視スルト共ニ、外國文化ノ攝取・醇化ノ跡ヲ明カニシ、各國各民族文化ノ相互敬愛ト文化ノ交流・互惠ノ事蹟ヲ擧ゲテ、以テ世界平和ノ増進、並ニ人類文化ノ進展ニ寄興セシム。

一の「独善偏狭ノ史観ヲ拂拭シ」、二の「政治史ニ偏スルコトナク」などの言辞を使用することによって、表面的ではあるが、世界平和を目指す姿勢を表明するものとなっている。

また、具体的な記述内容についても、「三 中世史（維新前）ノ取扱」において、上記目的に対応させた内容の改訂が次のように指示されている。

- (一) 封建社會ノ發達及ビソノ本質ヲ理會セシメ、現代社會ニ及ボセル影響ヲ適切ニ考慮セシム。
- (二) 建武中興ニ関シテハ、コレヲ當時ノ社会トノ關聯ニ於テ取扱ヒ、極端ナル倫理的批判ヲ之ニ加ヘザルコト。
- (三) 封建的慣習中、思ワシカラザルモノ、例ヘバ戦争意識乃至復讐心ノ鼓吹ニワタル史実ハコレヲ省略ス。

上記(一)(二)(三)には、後に、初期社会科、とりわけ1947年版『学習指導要領』において、社会科における歴史学習が、現代的課題を克服するために、封建時代の学習をとりわけ重視させたことの初発の指摘とみることができる。

また、「四 近世史（維新以後）ノ取扱」において、「(一) 現代ノ生活ニ關聯スル所多キヲ以テ特ニカヲコノ部分ニ注グ。(二) 諸外國トノ交渉ヲ取り扱フ際、徒ラナル排外的批判ヲ加エザルコト。」とあるのも、歴史学習と現代的課題および現代生活との関連が重視されている点に、前者と同様の評価を加えることができよう。⁽⁴⁾

さらに、「五 極端ナル國粹主義乃至軍國主義的考ヘ方ニ対スル是正」における「(一) 事實ニ基カザル優越感ノ強調ヲ廢ス。(二) 攘夷ノ思想ヲ謳歌スル如キ態度ハ改ム。(三) 戦争ヲ鼓舞シ之ニ興味ヲ醸サシメル如キ取扱ヲ避ク。(四) 日本ノ近隣諸國ニ對スル進出ヲ扇動的ニ叙述セザルコト。」等の指示は⁽⁵⁾、冒頭の目的や趣旨を、各時代において具体化させようとしたものといえる。

ともかく、以上の諸点は、軍国主義的歴史教育内容を除去し、平和的国家の形成を目指す歴史教育のありようを示したものとみることができよう。

他方で、ここには、とくに、「極端ナル國粹主義乃至軍國主義的考へ方」について、いわゆる「天皇中心史観」と連動させない形での記述様式が認められる。この点は、後に見る占領政策下GHQ指令との齟齬の発生要因をはらんだものといえよう。前述の如く、『暫定初等科國史』の編纂においては、神話にかかわる部分で具体的にCIEとの一致点を見いだせなかったことが知られているが、本文書では以下の①～⑤に関連した指摘がなされている。

① 一 古代史ノ取扱(一) 神話

「神話ハ神話トシテ扱フモ、神話モ亦歴史的事実ヲ反映スルモノニシテ、且、ソレガ後世ニ與ヘシ影響モ少ナカラザル事実ニ鑑ミ、徒ラニコレヲ否定セズ、慎重ナル取扱ヒヲナシ、神秘主義ナル取扱ヒニヨリテ、選民意識乃至軍國主義的思想ニ墮スルコトヲ戒ム。」

② 一 古代史ノ取扱(二) 日本民族ノ起源、

「日本民族ノ起源ニツキテハ神秘主義的取扱ヒヲ廢シ、日本民族ノ祖系型トモ稱スベキ人種ガ極メテ古クヨリコノ列島ニ居住シ、ソノ後渡来セル幾多ノ人種ト融合同化シテ今日ノ日本民族ヲ形成セル事実ヲ明ラカニスルト共ニ、渡来ノ経緯等ニ関シテハ、尚、定説化セザルモノアルヲ以テ、断定ヲ差控フ」

③ 一 古代史ノ取扱(三) 日本國家ノ起源

「日本國家ノ起源ニツキテハ、従来伝小(マ)ガソノママ歴史的事実トシテ取り扱ハレル傾向在リシタガ、今後ハ、考古学、社會學、人類学、等ノ研究ニ基ヅキテコレヲ説明スルト共ニ、外國側ノ文献ヲ参照シ、合理的、科学的ニコレヲ究明シ、コレニヨツテ國家統一ガ自然發生的ナル事実ヲ明ラカニスルト共ニ傳承モナホ歴史の産物ナル点ヲ考慮シ、軽々ニ取り扱ハズ。」

④ 二 紀年ノ問題

「皇紀二千六百年ノ算ヘ方ニツキテハ、既ニ那珂博士ノ支那文献ヲ参照セル訂正説等アルモ、ナホ學界ノ研究充分ナラス、又、紀年ハ國史理會ノ方法ナルヲ以テ一應従来ノ取扱方ヲ繼續シ、徒ラニ、児童ノ國史理會ヲ混乱セシメンザル様注意ス、ナホ西洋トノ交渉ニ於テハ西曆ヲ併用ス。」

⑤ 七 皇室ニ関スル問題

「我が皇室ノ存立ガ國史ノ展開ニ重要ナル關聯ヲ有スル事實及ビ皇室ガ榮譽ノ源泉タリシ所以ハ歴史的事実ニ基キ慎重ナル態度ヲ以テ之ヲ取り扱フ。」

上記①②③から分かるように、日本民族、日本国家の起源について「神秘主義的取扱ヒヲ廃シ」科学的取り扱いを指示しているものの、その思想的基盤となっていた神話については「歴史的事実ヲ反映」するものとして、あくまでも残存させ、これを「選民意識乃至軍國主義的思想ニ墮スルコトヲ戒ム。」ために「慎重ナル取扱ヒヲ」することによって対処させようとしていたことがわかる。しかも、④にあるように、神武紀元の神話的歴算法の採否については、これをいまだ中心的に採用しようとしているが、いうまでもなく、本来、皇紀は、神武建国神話を歴史的事実として残す歴史解釈と不可分のものである。

さらには、⑤で「皇室ガ榮譽ノ源泉タリシ」としていることから、この時期、日本側文教政策の基本的歴史認識においては、「神秘主義」や「選民意識乃至軍國主義的思想」と天皇家の成立に関わる「建国神話」の記述や皇紀を軸に叙述する歴史観とを、非論理的に切り離して考えようとしていたことがわかる。

すなわち、軍国主義や極端な国家主義についてこれを排除し、封建主義を批判し、平和主義と国際親善を強調はするが、これと天皇中心史観とは別枠で論じようとしていた立場が、「神話」「皇紀」という、両者の接点にあたる部分での採否の判断にあらわれていたのである。

2. 「國史教育ノ方針（案）」⁽⁶⁾

本文書は、1945年11月に省内で検討に付されたものとされており、内容的には前記「國史教育ノ方針」を大筋でふまえ、これを七項目に整理したものとなっている。

以下、9月段階の「國史教育ノ方針」と比較しつつ検討を加えたい。

- 一 促ハザル立場ニ於テ史実ヲ開明シ過去ニ対スル反省ノ尚ブベキコトヲ訓ヘ以テ歴史的ナル思考力ト批判力トヲ涵養シ新日本建設ニ資スベキ良識ト判断力トヲ育成スルヲ目途トス
- 二 独善偏狭ノ史観ヲ払拭シ廣大ナル視野ニ立チ史実ヲ客観的ニ取扱ヒ事実ノ歪曲ト隠蔽トヲ避ケ歴史ノ發展ヲ総合的合理的ニ會得セシメ其ノ間ニ自ラヲ國史ノ特色ヲ明ニス
- 三 治乱興亡、政權移動ヲ主トスル政治史ニ偏スルコトナク廣ク社会的經濟的文化的史実ヲ重視シ特ニ庶民生活ノ具体的展開ヲ明ラカニス

七項目のうち上記三点については、前述「國史教育の方針」の「國史教育の目的」および「國史教育の要旨」の一、二を統合整理させたものとなっている。

次の四では、「上代史ニツキテハ伝承ト史実トノ區別ヲ明ニスルニカメ且ツ其ノ神秘主義的取扱ヒニ依ツテ選民意識乃至軍國主義的若クハ國家主義的思想ニ墮スルコトヲ警メ其ノ平明合理的取扱ヒニ依リ國民ノ道德、情操ノ醇化ヲ培フト共ニ、人類学、民俗学、考古学、言語学、文献学等ニ依ル合理的、科学的教材ヲ考慮ス」となっており、一応、神話、民族、国家起源について合理的科学的取り扱いを強調するものとなっている。しかしながら、神話の具体的取り扱いについては特に言

及されていない点や、五の「我が國家社会ノ發展ガ皇室ヲ中心トスルー大家族國家形成ノ過程タル史実ヲ明ニス」など、前節「國史教育ノ方針」の「我が皇室ノ存立ガ國史ノ展開ニ重要ナル關聯ヲ有スル事實及ビ皇室ガ榮譽ノ源泉タリシ所以ハ歴史的事實ニ基キ慎重ナル態度ヲ以テ之ヲ取り扱フ。」と比べると、「皇室ヲ中心トスルー大家族國家形成ノ過程」そのものが史実であるかのように解される点等は、箇条書的に整理されたが故の不備ではあるが、11月時点で多少保守化した内容となっているかのように思われる。⁽⁷⁾

3. 暫定歴史教科書編纂方針大綱⁽⁸⁾

本文書は、『暫定初等科國史』編纂渦中の1946年2月に作成されたと認められる文書で、全体は次の五項目から構成されている。

- 一 司令部ヨリノ指示ニ基イテ削除訂正セル部分
- 二 省議ニヨツテ決定セラレタ歴史教育ノ方針ヲ徹底セル部分
- 三 古代史ノ取扱方針
- 四 其他、教科書ノ形式ニツイテ
- 五 中等歴史一（東洋史及ビ西洋史）

たとえば、一の2「極端ナル國粹主義乃至軍國主義ノ宣伝ト認メラルル部分」および「二、省議ニヨツテ決定セラレタ歴史教育ノ方針ヲ徹底セル部分」では、次のように指示されている。

- 一ノ2 極端ナル國粹主義乃至軍國主義ノ宣伝ト認メラルル部分
 - (イ) 國粹主義 尊皇攘夷ニ関スル教材中、不穩當ナル箇所
 - (ロ) 軍國主義的色彩ノ濃厚ナルモノ
 - (ハ) 國防ノ強化ニ関スル箇所⁽⁹⁾
- 二 省議ニヨツテ決定セラレタ歴史教育ノ方針ヲ徹底セル部分
 1. 社会經濟史關係乃至庶民ニ関スル教材ヲ増加
 2. 文化史的教材ヲ増加シ情操ノ寛容ニ資ス
 3. 政權ノ争奪乃至戦争中心ノ教材ヲ簡略ニス
 4. 國際親善ニ関スル教材ヲ補充
 5. 世界史的立場ニ立脚

以上を見る限り「國史教育ノ方針」「國史教育の方針（案）」との間に格別大きな変更は認められないが、大項目をみてもわかるように、神話の叙述をめぐるCIEとの折衝が続いていた時期で

あることを反映し、古代史に比重を置いたものとなっている。また、なかでも、最も問題化した神話および天皇観の取り扱いについては、大項目一、三、五に、関連する以下の指摘が確認できる。

一、司令部ヨリノ指示ニ基イテ削除訂正セル部分

1 國家神道禁止ニ関スル部分

- (イ) 肇國ノ條 神話ヲソノママ歴史的事実トシテ取り扱エル條ハ全面的ニ削除ハシ、神話ハ神話トシテ之ヲ扱フ。
- (ハ) 天皇ヲ以テ現人神トスル箇條
- (ニ) 神國意識ヲ協調セル箇所、例ヘバ元寇ノ「神風」或ハ「大日本ハ神國ナリ」等

三、「古代史ノ取扱方針」

- 1. 神話 神話ヲ神話トシテ扱フモ、神話モ亦歴史的事実ヲ反映スルモノニシテ、且ツソレガ歴史ノ上ニモ少ナカラズ影響ヲアタヘタル事実ニ鑑ミ、徒ラニコレヲ否定セズ、慎重ナル取扱ヒヨナスト共ニ、世界ニ於ケル神話学研究ノ業績ヲ採用シテ、日本神話ノ特色ヲ明ラカニス
- 2. 古代國家ノ成立ニ関スル諸問題
 - イ. 日本民族ノ起源、人類学者ノ説ニ基イテ之ヲ説明スルモ、ナホ学界ニ於テ定説化セザル箇所アレバ、断定ヲ差控フ
 - ニ. 神武天皇ヨリ景光、成務天皇ニ至ル迄ノ記載ハ、神話、伝説ト史実トノ別明瞭ナラズ、学界亦コレニ関スル定説ヲ聞カザルヲ以テ、軽々ニ扱ハズ、ソノ旨ヲ説明シツツ、簡筆ニコレヲ取り扱フ
 - ホ. 紀年ニ関スル問題ハ、学界ノ研究未ダ充分ナラズ、徒ラニ少國民ニ混乱ヲ起コサシム恐れアルヲ以テ、教科書ニハ取扱ハズ、指導書ニテ説明ノ豫定

五、中等歴史一（東洋史及び西洋史）

- 2. 東洋史上、皇紀ヲ用ヒタル箇所ハ西曆ニ改メ、西洋史中日本ノ記号ヲ挿入シタル箇所ハコレヲ省略

以上、本文書は、軍国主義的、すなわち、好戦的印象を与えると推察されるものについては細かくその削除や修正項目が取り上げられている点で前二者と同様の指示であったといえる。

また、紀年については、皇紀を、東洋史ないし西洋史においては省略し、日本史においても「教科書ニハ取扱ハズ、指導書ニテ説明ノ豫定」となっていて、本文では皇紀を基本とした歴史叙述を見送っている点、前二者との差異として認められる。これは、占領政策に対する日本側文教政策における一定程度の理解の進展が反映されたものとの判断ができそうである。

また、同様に、「國史ノ方針」「國史教育ノ方針(案)」にみられたような「我が皇室ノ存立ガ國史ノ展開ニ重要ナル關聯ヲ有スル事實及ビ皇室ガ榮譽ノ源泉タリシ所以」といった表現がみあたらない点は、ここに詳しく論じる余裕はないが、「天皇の人間宣言」を経た後の所産であることを示すものといえよう。

しかしながら、神武から成務まで、「軽々ニ扱ハズ」としながらも、「ソノ旨ヲ説明シツツ、簡單ニコレヲ取り扱フ」となっており、軍国主義的教材の削除は指示しつつも、他方で「神武建国神話」「皇紀」等を何らかの形で残そうとしている事実等を考え併せると、これら皇国史観の骨格部分を残存させている点は、当該時期、日本側における歴史教科書構想に一貫して共通に認められる姿勢であることがわかる。

4. 日本側発言にみる歴史観

前節までに考察を加えた三文書は、いずれも、1945年9月から1946年2月の時期に作成されたものだが、ここでは、この間の日本政府の公式発言を見ていく中で、日本側の文教政策における基本的歴史認識を、次の日本側見解(いずれも一部)の中で具体的に示して検討しておきたい。

① 太田文部大臣訓令 1945年8月15日

「奉國ノ力乏シクシテ皇國教学ノ神髓ヲ發揚スルニ未ダシキモノ有リシニ由ルトコロヲ反省シ」

② 新日本建設ノ教育方針 1945年9月15日 文部省

「今後ノ教育ハ益々國體ノ護持ニ努ムルト共ニ軍國思想及施策ヲ拂拭シ平和國家ノ建設ヲ目途トシテ」¹⁰⁰⁾

③ 新教育方針中央講習会ニ於ケル前田文部大臣訓辭 1945年10月15日

「由来我が皇室ニ於ケルマシテハ深く平和ヲ愛好セラレ、國民マタ和ヲ以テ貴シトスル思想ニ親シンデ居タニモ拘ラズ、近年臺頭セル軍國主義將ニ挾隘極端ナル國家至上主義ニ歪曲サレテ、本来ノ大和ノ精神、互尊互敬ノ精神ガ傷ハレタノデアリマスガ、茲ニコレヲ恢復スルト共ニ、廣ク心ヲ開イテ世界ノ同胞トノ思想ノ根底ヲ一ニスル平和愛好ノ精神ヲ涵養セネバナリマセン。」¹⁰¹⁾

④ 天皇人間宣言についての文部省訓令 文部大臣 前田多門 1946年1月4日

「聖旨深厚、洵ニ恐懼感激ニ堪エザル(中略)我が國ニ於ケル純正ナル君臣關係ハ、徒ニ架空ナル神話伝説、偏狭ナル民族優越感ニヨリテ成ルモノニアラズ。」¹⁰²⁾

①③④の文部大臣発言に示された基本姿勢は、この時期、日本側文教政策の基本認識に、平和主義を採用しながらも、国体護持をふまえ、天皇および天皇に関連する歴史的解釈のおおよそについ

ては決して矛盾はないとの前提認識があったものと考えられる。

占領政策の高度な政治的判断の下にすすめられていた天皇制の存続は、国内向けに、とりわけ文教政策の中で、苦肉のイデオロギー的粉飾がほどこされようとしていたようである。

しかしながら、このような理解そのものが、この時期、占領政策側の基本認識に合致するものであったかどうかは、以下の⑤⑥⑦にみられるGHQ司令等からみても、きわめて疑わしいものといわねばならない。

⑤ 日本教育制度ニ対スル管理政策（一部） 1945年10月22日

一 A 教育内容ハ左ノ政策ニ基キ批判的ニ検討，改訂，管理セラルベキコト，

- (1) 軍國主義及ビ極端ナル國家主義的イデオロギーノ普及ヲ禁止スルコト，軍事教育ノ学科及ビ教練ハ凡テ廃止スルコト。
- (2) 議会政治，國際平和，個人ノ權威ノ思想及集会，言論，心境ノ自由ノ如ク基本的人權ノ思想ニ合致スル諸概念ノ教授及実践ノ確立ヲ奨励スルコト。

C 教育課程ニ於ケル技術的内容ハ左ノ政策ニ基キ批判的ニ検討，改訂，管理セラルベキコト。

- (1) 急迫セル現状ニ鑑ミ一時的ニ其ノ使用ヲ許サレテイル現行ノ教科目，教科書，教授指導書ソノ他ノ教材ハ出来得ル限り速ヤカニ検討セラルベキデアリ，軍國主義乃至國家主義的イデオロギーヲ助長スル目的ヲ以テ作成セラレタル箇所ハ削除セラルベキコト⁴³⁾

上記⑤で再三強調されている「軍國主義及ビ極端ナル國家主義的イデオロギー」については、結果的に、『暫定初等科國史』編纂の根拠となったGHQ指令「修身，日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件」においても「日本政府ガ軍國主義的及ビ極端ナ國家主義的觀念ヲ或ル種ノ教科書ニ執拗ニ織込ンデ生徒ニ課シカカル觀念ヲ生徒ノ頭腦ニ植エ込マンガ為メニ教育ヲ利用セルニ鑑ミ」⁴⁴⁾の記述が見える。しかも、前記①②③④のような、皇国史観と切り離して理解する日本側見解を意識してか、GHQ側は、下記指令⑥において、特にその意味を具体的に例示していたのである。

⑥ 國家神道，神社神道ニ対スル政府ノ保證，支援，保全，監督竝ニ弘布ノ廢止ニ関スル件
1945年12月15日⁴⁵⁾

- (1) 日本ノ天皇ハソノ家系，血統或ハ特殊ナル起源ノ故ニ他國ノ元首ニ優ルトスル主義
- (2) 日本ノ國民ハソノ家系，血統或ハ特殊ナル起源ノ故ニ他國民ニ優ルトスル主張
- (3) 日本ノ諸島ハ神ニ起源ヲ發スルガ故ニ或ハ特殊ナル起源ヲ有スルガ故ニ他國ニ優ルトスル

主義

- (4) ソノ他日本國民ヲ欺キ侵略戦争へ来り出サシメ或イハ他國民ノ論争ノ解決ノ手段トシテ武力ノ行使ヲ謳歌セシメルニ至ラシメルガ如キ主義

上記文書を見ると、GHQ 側からは、「建国神話」「皇紀」「天皇」を中心とした歴史叙述を、「過激ナル國家主義的イデオロギー」の内容に抵触する可能性のあるものとして明示しようとしていたことが推察される。

しかしながら、前節三文書、および本節の文部大臣発言等をもてもわかるように、日本側においては、いずれも、十分に理解されていなかったものと思われる。そして、結果的に、「神話」叙述をめぐって、『暫定初等科國史』は、その編纂作業を中断することになるのである。

三 『暫定初等科國史』の編纂と「国家志向」型歴史教育

今日残された、『暫定初等科國史』の草稿をみると、第一の二「祖先の伝え」のところで、次のような叙述がある。

「人々は生活のすべて、自然のすべてに神のはたらきを信じ仰ぎました。わざわざあれば神に祈り、幸せがあれば神に感謝する心は一つでした。そして自分達の生活の始めをふり返ったとき、家の歴史の始めも、村の歴史の源にも、神を仰ぎ、神から出たことを信じ、かみをもととしてすべての歩みをすすめて来ました。こうした人々の心は國のなりたち、皇室の御由来にも、神々の力のはたらきを信じ、仰いだことはいふまでもありません。」

ここでは、創世神話から天照大神までが丁寧に説明され、とりわけ天照大神の神話にあっては、本文2ページにわたって紹介されている。さらに、瓊瓊杵尊の条では「豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は是れ吾が子孫の王たるべき地なり、宜しく爾皇孫就きて治せ。さきくませ。寶祚り隆えまさんこと、當に天攘と窮りなかるべし」という、昭和18年版『初等科國史 上』では本文扉に掲げられていた、いわゆる「天攘無窮の神勅」までもが、そのまま提示されているし、また、第一の三「國內の統一」では神武東征の説明で「そこで天皇は畝傍山のふもと、橿原に都をおさだめになり、ここに御即位の礼をおあげになりました。この年が、わが紀元元年であります」との記述もみえる。

また、聖徳太子の条などで、天皇代、皇紀を本文において叙述の基本において使用されていることを考えあわせれば、「大綱」において皇紀を本文で扱わないとされていたにもかかわらず、実際の記述においては建国神話を紹介し、神武紀元を歴史的事実として示し、皇紀を柱とした歴史叙述を本文で示していることなど、『暫定初等科國史』編纂の基本認識が、実は、文部省内の共通認識からも後退したところに位置づけられるものであり、ましてや、先に指摘した CIE の理解とは、

明らかな断絶があったものと考えられる。¹⁶⁾

この教科書『暫定初等科國史』作成を支えた歴史教育の立場を、本論においては、「国家志向」型歴史教育と分類した。

1946年5月8日の 트레이ナー・豊田会談における『暫定初等科國史』編纂作業の中断は、戦後文部省内で独自にすすめられた日本歴史の再編作業への拒否勧告であったと同時に、「国家志向」型歴史教育への拒否勧告でもあったのである。

四 歴史科専門委員会と歴史教育研究会

『暫定初等科國史』の作成は、実際には豊田武が執筆しつつ、今井登志喜、和田清、河野省三、龍肅、山中謙二、板沢武雄、肥後和男、和辻哲郎、土屋喬雄、尾佐竹猛、等からなる「歴史科専門委員会」によって検討が加えられていた。ところで、この委員の多くは、戦前の歴史教育において権威的な役割を担おうとした雑誌『研究評論 歴史教育』に中心的に関わっていた人々でもあった。¹⁷⁾

『研究評論 歴史教育』は1926(大正15)年10月の創刊、1941年3月まで発行され、同年4月から『歴史』(歴史文化研究会編)と改題されて1944年10月号で停刊となっている。

「歴史科専門委員会」のメンバーをみると、龍肅は創刊時の発起人、今井登志喜、和田清、山中謙二、河野省三などが賛助員として名をつらね、他にも、板沢武雄、肥後和男、和辻哲郎、土屋喬雄、尾佐竹猛、および津田左右吉、坂本太郎の名がみえる。¹⁸⁾

他方、この雑誌は、戦後になって、占領政策の終了を待っていたかのように、1953年9月に「復刊」号を出すことになる。戦後版『歴史教育』は、戦前と同じ「歴史教育研究会」の編集で日本書院から発刊され、「歴史科専門委員会」のメンバーからは、坂本太郎、肥後和男、山中謙二、和田清が顧問、河野省三、龍肅、土屋喬雄が賛助員となっている。¹⁹⁾

ここに、戦前と戦後を人的側面から比較すると、戦前の『研究評論 歴史教育』(歴史教育研究会編 四海書房)の顧問、評議員、賛助員と戦後の『歴史教育』(歴史教育研究会編 日本書院)との間に共通する人物として、大類伸、新見吉治、津田左右吉、辻善之助、中山久四郎、石田幹之助、平泉澄、木代修一、小林健三、佐藤堅司、瀧川政次郎、鳥山喜一、中村榮孝、橋本増吉、藤井甚太郎、山中謙二、和田清、肥後和男、龍肅らの名が見える。さらに、戦後版の顧問11人中、大類伸、新見吉治、津田左右吉、辻善之助、中山久四郎、平泉澄、山中謙二、和田清、肥後和男らの9名が戦前からの会員として確認される。²⁰⁾

この雑誌の、戦後における復刊を指して、家永三郎が「占領政策の転換と旧勢力の復活はふたたび日本史学の前途に暗い陰影を投げ始めた」と記していることから、歴史教育研究会が自ら「復刊」を明記しただけでなく、その外側からも、戦前との継承性が確認されていたことがわかる。²¹⁾

したがって、『暫定初等科國史』編纂に関わった歴史科専門委員会が、なぜ、既述したような歴史叙述に固執したのかを理解するには、換言すれば、「国家志向」型歴史教育の特色を抽出するに

は、少なくとも、歴史教育研究会における戦前からの歴史認識の系譜を一定程度振り返る作業が求められることになる。

五 戦前における歴史教育研究会と『研究評論 歴史教育』

『研究評論 歴史教育』(1926年10月号)の創刊宣言では「惟ふに歴史教育の振否は國民精神の確立如何に關し、國家隆替の機をこゝに蔵するものといひ得ることを確信する。(中略)蓋し歴史教育の高唱は國民精神の作興、國際教育の教養、公民學の修練等、我が國焦眉の問題として極めて緊切の事情にあるものと言はなければならない。(中略)我が歴史教育のため、且つその研究評論のため力を致し、以て邦家百年の大計に資すべく、聊か奉公誠意を捧げたいと思ふのである。」²²とあり、後に、国家主義的文化運動の中心的役割を背負っていた徳富蘇峯(猪一郎)を顧問に添え、文部大臣を始めとする文部官僚の論考、文官試験対策等を掲載するなど、本誌は、戦前における官製歴史教育の権威的役割を担おうとするものであったことがわかる。

以下に、「国家志向」型歴史教育の性向を伺わせる記述を、おおよそ時系列に配し、「国体明徴と皇国史観の徹底」「歴史教育と歴史研究の分離」「戦時体制への積極的関与」の三点に整理して、その特色を検討してみたい。

1. 国体明徴と皇国史観の徹底

本誌論考中、創刊時から目に付く傾向としては、国体明徴への国史教育の貢献、その意味での歴史教育の役割、そのための精神主義的歴史観、すなわち皇国史観の徹底を求める性向を強く見いだすことが出来る。主なものを以下に提示しておきたい。(いずれも一部)

① 巻頭「御大典と國史教育」3巻8号 1928年11月

「我等は一旦緩急ある場合如何に國家に盡すべきかは、現代の歴史教育に於いて最も力強く説く所である。」

② 梅澤國松「國史教育の現代化について」6巻11号 1932年2月

「國內に於ける思想、經濟國難の解決、外は列強に伍しその使命を果たさねばならぬ我が此の現状に當り、大いに強調せられねばならぬのは三千年以來連綿たる光輝ある國史の成跡に顧み、常に國體觀念を明徴にし、舉國一致して世界に於ける我が帝國の地位を向上せしめる國民的大覺悟である。國體觀念の明徴、祖國日本を眞に考へる心持の養成、これを他に於て國史教育の目標はあり得ない。」(169頁)

- ③ 塩田拓雄「小学校に於ける上代史教材観」7巻2号 1932年5月
「我が三千年の連綿たる國體は、其の建國精神の顕現確保に対する國民の一貫せる要求に基づく生活完成の成果である。」(157頁)
- ④ 瀬川安信「非常時國史教育の力點」7巻2号 1932年5月
「無限に伸展する皇國日本の創造に、われ等の祖先が、皇室を中心に如何に絶対的奉仕を捧げて來たか、かくすることによってのみ、祖國日本は常に復活更正への道を辿ることが出來たのであると云ふ一大根本精神に照して、之と密接なる關係を有する教材史實は、常に終始一貫感激を以て、取り扱ってゐる次第である。」(175頁)
- ⑤ 福岡 高「上代教育再吟味座談會」7巻2号 1932年5月
「歴史教育の重要性が何れにあるかと言へば、最近これに期待する所は、恐らくその目的の一つである日本精神の自覚、國民的理想實現の原動力が日本精神(大和魂)に在り、この日本精神が實に建國に端を發し、以來三千年の歴史に涵養せられて今日に至って居ることを思ふ時、此の日本神史の再吟味こそ、歴史教育の再吟味であつて、延いては現下の非常時に処して日本國家の理想を實現する所以に外ならないと思ふのです。」(199頁)
- ⑥ 中村孝也 「國史を中心とする歴史教育(一)」7巻7号 1932年
「わが國における歴史教育の目的を一言で盡せば、それは『正しき日本人』をつくることに存する。(中略)皇室中心の國家体制が如何に合理的なものであるかを教へ、その二は、外來文化を攝取して自己を養ひ來つたわが國民の同化力が如何に強靱なものであるかを教へるのである。前者は本道であり、後者は副道である。」(1頁)
- ⑦ 史潮「日本精神と歴史教育」8巻8号 1933年11月
「歴史教育に於ける精神主義教育とはこれを内容的にいへば日本精神の教養であり、これを方法的にいへば、精神主義的なる人格教育である。」「精神主義教育は文化史教育の極致であると見ることが出来るのである。」(47頁)
- ⑧ 史潮「實業教育と歴史教育」9巻9号 1934年12月
「皇室を中心とする國運の隆昌と國民生活を充實せしむべき文化の繁榮である(中略)その國家隆昌のための國史教育に於いて、そこに何が最も重用視さるゝものなりや問うものに對して、私は國體を中心とする日本精神の涵養と國民生活の向上發展を圖るべき文化史教育であると答へる。何となれば、我が帝國の發展は古今を通じて皇室の御稜威と國民生活の充實發展に負ふと考へらるゝがためである。」(51頁)

⑨ 史潮「歴史教育の宗教的傾向について」10巻2号 1935年5月

「教材の點における科學的傾向とは、教材のもつ客觀性を重んずといふことである。即ちその教材たる史料が現代の科學的傾向より見て是認せらるるや否やを先ず最初に検討するのである。従つて現代より見て史實が架空なことであるかぎり、また荒唐無稽なものであるなら、それは何等の価値なきものとして排除せられた。神話や傳説や宗教などにこの種の史料の極めて多かつたことはいふまでもなく、またそのために史實が多く不當なる非難と排斥をうけたことも少くない。」

「歴史教育家はそれ以上に、歴史の中に精神を見凝めなければならぬ。國史現象の中に國史精神を把握しなければならぬ。即ち日本精神の認識を確保しなければならぬ。」

「我が國史教育に於いては、皇室國家のご隆盛と國民生活文化の發達を目的とし、國史を教ゆることによって國體の本義と日本精神とを認識せしめ、皇室と國體に關する信念を養ひ、以て天皇の歩ませ給ふ道を翼賛し奉り、且つこれを奉體して身命を賭しても實現せざれば止まざる心を起さしむ。」

「歴史教育を信念の域まで到達せしめ、且つこれを國家的實踐の域にまで導入せしむることは、我が歴史教育の世界に誇るべきものの一つであるといつてよからう。(35頁)

⑩ 史潮「國策と歴史教育」10巻3号 1935年6月

「國家の大義に基づいて政治と教育を行ふべきことを主張されたることに深き意義を見出し、それがまた國史教育家の最も根底に於いて常に意を用ゐざるべからざるものであることを痛感して(中略)國史教育に於いて國家精神を把握し建國の大義を明らかにするならば、それが現代わが國に於ける政治教育の根本をなすものといふべく、その根本精神を展開することが國家を隆盛ならしむる所以となるのである。」(156頁)

張作霖爆殺事件(1928年6月)、滿州事変(1931年9月)、上海事件(1932年1月)等を契機とする中国への軍事介入は、次第に国内の戦時体制化をうながし、蘆溝橋事件以降、日本はついに本格的な日中戦争へと突入する。また、国内においても、10月事件(1931年)、5.15事件(1932年)、2.26事件(1936年)など不穏な事件が続き、滝川事件(1933年4月)や、菊池武雄が貴族院で美濃部達吉の天皇機關説を攻撃する、いわゆる天皇機關説事件(1935年2月)など、思想弾圧が表面化することになるのもこの時期である。とりわけ、衆議院では国体明徴決議案が満場一致で可決(1935年)され、1937年5月には文部省編纂『國體の本義』が全国の学校に配布された。

このような経緯の中で『研究評論 歴史教育』の論考をみると、この雑誌、および歴史教育研究会が、国内の動向に対して科学としての歴史学の独立性を示す方向を採らず、積極的に時局、すなわち体制に順応しようとしたことがわかる。

上記引用のうち①から⑥までは個人のものだが、①③④⑥などのように、皇国への奉仕のための

歴史教育であることにその存立の意義を認めるもの、②にみられるような国体観念の明徴を強く求めるもの、また、⑤のごとき、これを精神主義的歴史教育という枠組みの中で合理化しようとする傾向、等々がみられる。

戦後にも、多くの児童向けの歴史叙述にかかわることになる中村孝也の、「皇室中心の國家体制が如何に合理的なものであるかを教へ」ることに歴史教育の目的を収斂させて論じているもの(⑥)などは、この時期を象徴するものといえよう。

さらに、⑦から⑩までは、論説にあたる部分に掲載されたもので、署名から中川一男(東京高等師範学校教授)によるものと思われるが、論説であるだけに、創刊の宣言とならんで本書の基本的立場をよく示すものとなっている。

「史潮」欄にみられる、「天皇機関説事件」を前後する時期に掲載された叙述内容は、繰り返しになるが、総じて、皇国としての国体を明らかにし、日本精神を教え込むことこそが歴史教育の眼目とするもの(⑦⑨)となっている。とりわけ、⑩が、地方長官会議における内相と文相の「國體明徴」発言をとりあげたものであることを考えると、国策に提言し、これをリードし、中心的に担う中で、時局に対して積極的に荷担しようとした姿をうかがうことができる。

2. 歴史教育と歴史研究の分離

このような状況下で歴史学を学ぶものにとっては、歴史学の到達点と、皇国史観およびこの立場からの精神主義との乖離に直面することになる。

たとえば、『研究評論 歴史教育』6巻1号(1931年4月)「教材」欄では那珂通世の「上世年紀考」を紹介した木代修一「皇紀と上古紀年論」を掲載していたにもかかわらず、次の6巻2号(1931年)「應問」欄においては「神武紀元年數に錯誤あるべきことを中等學校最高學年の生徒に教へて差支ありませんか」との質問に、次のような回答を供している。

「この問題については生徒に教へなければならぬといふ理由も必要も認めてゐない。(中略)歴史教育は畢竟するに事實そのまゝの教育ではなく、一定の價值判斷を徹して組立てらるべき事實によつての教育である。(中略)歴史教育はどこまでも一定の目的の下に價值づけられた事實を基礎として授けるのである。かゝる見地から論ずると神武天皇紀年に錯誤のあるべきことなどを敢えて中等學校の上級生に向つて教へねばならぬ理由も考えられぬし、専門(マ)教育でない彼等にその必要をも認めることは出来ない。」(98頁)

この点、敗戦直後、『暫定初等科國史』において、小学生用の歴史教材としての神話の取り扱いを、歴史科学の理解から一定区別し、あくまでも建国神話を残そうとした姿勢と共通するものがあるといえよう。

3. 戦時体制への積極的関与

紀元2600年祝賀行事(1940年11月)が大々的に催され、文部省教学局が『臣民の道』を刊行(1941年7月)したその秋、日本は真珠湾を攻撃し、対米戦争に突入する。翌年のミッドウェー海戦では、はやくも日本の攻撃力が転機を迎え、日本軍がガタルカナルから撤退、アッツ島、キスカでの日本軍全滅という悲壮な戦況の中で、1943年10月には出陣学徒の壮行会が挙行される。

このような中、次にあげる⑪⑫⑬⑭は、すでに、戦時体制にすすんで迎合する歴史教育の姿を象徴的に映し出すものとなっている。(『研究評論 歴史教育』は1941年4月より『歴史』に改題)

⑪ 秋山謙蔵「歴史建設の意志」『歴史』歴史文化研究会 17巻10号 1942年1月

「十二月八日以降、日本國民の感銘は、みな一つである。我々は斷固として戦ひ抜かなければならぬ。お互に篤と内省しつゝも建設をすすめなければならぬ。内省なき處に、健かなる歴史の建設は絶對にあり得ないのである。歴史學についても、歴史教育についても、その在り方を篤と内省しなければならぬ。明治維新以来、日本は、眞に皇國日本の大道を進んだ。その故にこそ、『紀元二千六百年』は我々の父祖が決して見ることの出来なかつた雄渾壯大なる現實を以て我々自ら日本の歴史を體認したのである。しかし、眞に皇國日本の大道を邁進する為には、未だ内省すべきものが亦極めて多い。歴史學の研究然り、従つて歴史教育また然り。その故にこそ、『紀元二千六百一年』は新しい肇國の元年であつたのである。」(23頁)

⑫ 小澤榮一 「元寇と神國思想」『歴史』18巻10号 1943年1月

「日本は神國である。といふ思想は、國の初よりこのかたそしてなほ現代に強く生き、未來永遠に互つて滄らざるところもとよりである。われらの國のよつて以て立つ處、われら國民の自覺の根據であり、決意の源泉であり、行為と實踐と、建設と創造へ限りない自信と勇氣と鞭撻を與えるものであること、また更めていふまでもない。」(43頁)

⑬ 志村陸城 「歴史とその教育」『歴史』19巻1号 1944年4月

「國體の尊嚴と、天皇の絶對の尊貴神聖とは実は左様な事實的究明を超えてゐるのであり、さういふ有無を絶してゐるのである。その絶した境地を感得したときを拝めるといふのであつて、そこにゆくのが歴史を學ぶものまた歴史教育の眼目、最もかなめなところであるわけである。」(31頁)

⑭ 坂本太郎 「國史の名義」『歴史』19巻1号 1944年4月

「國史とはいふまでもなく日本歴史の謂である。しかし、之を日本歴史といはずして國史といふことについては重大な理由があると考へられる。それは単なる修辭上の問題ではなく、對

象把握の根本に関する問題であると思はれる。そしてこの点についての認識を明確にすることこそ國史學習の第一歩でなければならないであらう。」(4頁)

秋山は國學院大學教授、小澤榮一は東京大泉師範学校教授、志村陸城は評論家、そして、坂本は、戦後を代表することになる守旧派歴史学者の一人である。

とりわけ、坂本は、この、敗戦前年の論考で、「國史」の語が、明治二十年代の日本において大学の一科として認知された背景に言及する中で、その語意として「國家觀念の昂揚、國粹主義の勃興」と「國學の傳統繼承の志向」の二つをあげ、前者について、次のように言及している。

「國體の尊嚴、國史の優越を悟ることは皇國の萬國に比ひなきめでたき國なることを知ることであり、自ら國家の觀念が身近に引寄せられるものである。云ひかへれば、諸外國に對して皇國の優越性を強調する精神が昂められると共に世界的普遍的な立場を國家的な立場に凝集醇化せしむる態度が固められるのである。國史の名はかやうな國家觀念昂揚の要望に應ずるものとして、日本歴史の名よりも遙かに適切なのではあるまいか。」

「國史の名は皇國の歴史を諸外國の歴史より一段高き位置に上げ、それを己のものとして體得護持せんとする態度に通ずるものがある。日本歴史の名を國史に代わらしめた第一の理由がかくの如き國家觀念の昂揚であることは疑いないと思うのである。」

「最近に於ける國運の飛躍的發展、自國意識の昂揚、西洋思想の拂拭、皇國文化確立の機運に應じて、國史學も亦その明治大正時代の趨勢を反省改善し、皇國の學としての使命を達成するに遺憾なからんとしてゐることはいふまでもない。」

「今や曠古の大戦下にあり、一億國民悉く神州不滅の信念を堅持し、敵國擊滅の一路に邁進すべき秋である。ここに皇國不易の道統を體認し、學行一如、殉國奉公の氣魄を養ふべき根本の學として、國史學の使命はいよいよ以て重大を加へてゐる。」(9~12頁)

坂本の言からは、戦時体制という時局へのやむなき消極的協力というよりは、むしろ、皇国史觀を支えとして、軍国主義的国家体制を積極的に支え、リードしようとさえしていた歴史教育の特性をうかがうことができそうである。²³

六 戦後における歴史教育研究会と『歴史教育』

前節で見た『研究評論 歴史教育』ないし『歴史』を中心的に担っていた歴史教育研究会(および歴史文化研究会)は、戦後、「復刊」と銘打つ形でその活動を再開した。

戦前からの主幹中山久四郎は、「『歴史教育』の復刊にあたりて」(復刊号1953年9月)において、「同会は我国歴史教育界の中心的存在として活躍し、『歴史教育』誌はまた諸方面の好評を博してき

た事をご承知の通りと思ひます。」と述べ、さらに「歴史教育研究会が再興され『歴史教育』誌を新刊的に、創刊的に復刊し」(3頁)たのだと宣言している。

前述したように、本研究会は、戦前におけるその主要メンバーが、占領政策との対立の中で神話の記述を対立軸に『暫定初等科國史』の編纂を流産させた歴史科専門委員会と多く重なり、そして、占領政策の後に、再び戦前と同名で研究会と雑誌を復刊させた、戦後の歴史教育研究会主要メンバーともまた多く重なっている。

前節に引き続き、戦後版『歴史教育』誌の主要論考をみていくと、ここには、同研究会主要メンバーの経緯を反映して、第一には、アメリカの占領政策への拒否反応、これと連動した社会科廃止論、もしくは歴史科の社会科からの分離独立が強く表明され、第二に、これも占領政策への反動から、皇室および神話を含めた民族的伝統の尊重、この基盤に立つ国家観念の重視を確認することができる。

1. 守旧的立場からの歴史科独立論

占領政策への反発は、具体的には、社会科そのものへの攻撃に向けられることになる。

なかでも、滝川政次郎は、「速やかに歴史科を設置せよ」(1巻4号 1953年12月)において、「昭和二十年十二月三十一日の国史教科書の使用禁止、並びに昭和二十二年六月の新教科目『社会科』の設置が、日本国民の抵抗力を永久且つ完全に破壊することを目的としてなされた、占領軍総司令部の命令であったという事実である」とし、「社会科の歴史の時代区分が、原始時代・奴隸時代・封建時代・近代(資本主義時代)となっていて、現代が必然的に社会主義時代に移ってゆく過渡期であるように教え込もうとしているのは、日本占領当時総司令部にきていたアメリカの官吏の中に容共主義者が多かったことの名残」で、「日本がアメリカの一洲であるならば、ヴァージニア・プランとかカリフォルニア・プランといわれる社会科の存在も已むを得ないが、日本が縦え名目だけでもせよ独立国である以上は、そんな学科が次代の日本を背負う青少年に強制せられては堪ったものではない。私は、社会科の即時廃止と歴史科の即時復活とを提唱する。」と断じ、反米かつ反共の立場がきわめて象徴的に述べられる中で、これを体現するものとしての社会科を否定する論旨となっている。したがって、歴史教育はこれと相容れないものとして理解され「社会科はあくまでも社会科であって、歴史科ではない。(中略)社会科の外に歴史を教えないという現在の制度は、歴史教育を抹殺するものであって、民を愚にする制度であると云わねばならない。」(8~15頁)といった文言が示されている。

滝川ほどではなくとも、『くにのあゆみ』等の文部省側担当官であった丸山国雄の「(社会科の中で歴史教育を行う点について)可能論者は真の歴史教育を社会科で行うということをはじめから念頭に置いていないのである。若し真の歴史教育が如何なるものであるかということを知りながら、敢えて社会科のなかでその目的が達し得られると強弁するものがあれば、これは教育界のピエロと言わざるを得ない。」(丸山国雄「歴史教育の復興」1巻1号 1953年9月 38頁)や、その後に掲

載された、坂本太郎の、「終戦後の歴史教育にはどうも私どもには納得できない点がある。(中略)今は占領政策をはなれて、自由な見地から、このことを再検討しなければならぬ」(坂本太郎「歴史教育私観」1巻4号 1953年12月 2～4頁)といった発言、さらには、1947年11月文部省に設置された「中等国史教科書編纂委員会」委員で、実際に時代区分設定に関わっていた尾鍋輝彦による「四つの時代区分は明らかに共産主義を奉ずるマルクス主義から由来した。」(尾鍋輝彦「歴史教育上の時代区分法について」2巻4号 1954年4月 64頁)との発言、等々、この立場からのものが数多く載せられている。

2. 民族的伝統の強化

次に、第二の特徴である、皇室、神話、等を含めた、民族的伝統を強調する傾向について整理したい。

この時期、『中央公論』1953年4月号に掲載された、つださうきち「歴史教育の扱ひ方」は、津田が、戦前の記・紀研究に対する弾圧に抗した印象が強かっただけに大きな反響を呼んだが、津田自身、もともと、戦前戦後を通じた歴史教育研究会の委員であり、一貫して守旧的歴史教育の立場に立つものであった。

津田は、『歴史教育』においても、同時期、「今日の日本国民が国民として生活できるのは、過去の国民のおかげなのである。」「国際関係に於いては日本は少なくとも日本の独立とその発展のために努力したのであり、(中略)またアジアにあっては、少なくとも近年の台湾及び韓半島に於ける日本文化の大なるはたらきを、何人も軽視することはできないであらう。」(つださうきち「歴史教育の主要問題」1巻2号 1953年10月 4～7頁)とその立場を明らかにしている。

ほかにも、前掲の丸山国雄「歴史教育の復興」による「純正なる愛国心はこれを等閑に附すことは出来ない。(中略)日本民族には日本民族の伝統があり、その伝統や文化の形成過程を究明し、失われんとするわが民族の自覚を呼び起こさしめなければならない。ここには歴史教育復興の要諦がある。」(44頁)といった発言や、これも前掲坂本太郎「歴史教育私観」の「神話の存在は厳然たる歴史的事実である。それが古代人の叡知と信仰の集積とに古代社会に強い現実の力をもって働いたことや、その後の長い歴史を通じて国家観念の淵源として国民思想に大きな影響を及ぼしたことなどは、無視し難い歴史的事実である。」(5頁)、さらには、「社会科の中に抜けているものがないかといわれたら国家観念だということがいえると思った。これも占領下にある日本としてはやむなかつたと思う。独立後の日本に於ける社会科には国際観念を十分に養うとともに国家観念を養うことが必要にして欠くべからざる事であろうと思う。」(佐藤政次「中学校における社会科歴史の文部省の改善に対する意見」2巻8号 1954年8月 80頁)といった論旨は、歴史科の独立と、内容における守旧的國家観念の確立を求めるものである。²⁴

七 「国家志向」型歴史教育の特色

以上、「国家志向」型歴史教育の立場は、戦前における権威的官製歴史教育を担おうとする立場をとり、戦後においても、一旦は『暫定初等科國史』の編纂に影響力を保持したものの、この作業の挫折以後、歴史教育論議の表面からは遠ざかることになる。そして、占領政策の終了後、再び『歴史教育』を復刊し、活動を再開する。

本論は、『暫定初等科國史』等から『くにのあゆみ』等の作成の経緯の中で、戦後日本の歴史教育の流れの中に際だつ四つの歴史教育のスタイルを分類した上で、このうち、『暫定初等科國史』にかかわる「国家志向」型歴史教育として分類した潮流を取り扱ったものである。

本論では、この潮流における歴史教育の特色が、戦前・戦後を貫く「歴史教育研究会」における歴史教育の特色と切り離せないものであると判断し、あえて戦前の論調を加えて、雑誌『研究評論歴史教育』『歴史』『歴史教育』の三誌をとりあげた。

最後に、「国家志向」型歴史教育の特色を、『暫定初等科國史』の挫折と重ね合わせる中で整理するとすれば、民族的伝統に裏打ちされた国家観念を確立し、この理念の実現のための歴史教育を重視しようとする点で、戦前における軍国主義的傾向の中での基本的同調性と、戦後における占領政策の中での対立的状況という異なる「場面」に在りつつも、それぞれに一貫していたものとして確認することができよう。

注 釈

- (1) この時期の歴史教育が担った課題、時期区分、分類については拙稿「社会科成立期における歴史教科書の作成と4つの歴史教育(I)」(『鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要 第5巻』1995年)を参照されたい。

この問題に関する筆者の一連の研究は次の通り、

- 梅野正信「『社会科歴史』を支えた歴史教育観」(『社会科教育研究』第55号 日本社会科教育学会 1986年)、同「社会科歴史論の歴史的研究」(『上越社会研究』第1号 上越教育大学社会科教育学会 1986年)、同「戦後の歴史教育と社会科教育」(『鹿児島大学教育学部研究紀要(教育科学編)』第40巻 1989年)、同「中等国史教科書編纂委員会の歴史的研究(研究ノート)」(『社会科教育研究』70号 日本社会科教育学会 1994年)、同「GHQ占領政策後期における日本史教科書」(『史潮』新35号 1994年 弘文堂 歴史学会)、同「初期社会科における新制中学校『一般社会科』の歴史学習」(『社会系教科教育の理論と実践』清水書院 所収 1995年 社会系教科教育研究会)
- (2) 本文中の各種資料および、久保義三『対日占領政策と戦後教育改革』(三省堂1984年)片上宗二『日本社会科成立史研究』(風間書房1933年)参照。
- (3) 「國史教育の方針」は「勝田守一資料」および「戦後教育資料」に所収。
ここでは、「戦後教育資料」を参照。勝田守一資料では「昭和20年9月?」の記載があり、片上宗二『日本社会科成立史研究』はこれを文部省の部内資料「国史の教科書編纂について」として『勝田守一資料』にその所在を指摘し、9月上旬の段階では受け入れられなかったものと推察されている。(片上前掲書 157頁)本文書は、その内容と鉛筆書きから「9月?」とっている点など当該文書をさすものと思われる。
次の「國史教育ノ方針(案)」とその歴史的位置関係に混同を生じるおそれがなくもないが、本論では、

一応資料表題をそのまま使用した。

- (4) 拙稿「初期社会科における新制中学校「一般社会科」の歴史学習」(社会系教科教育研究会『社会系教科教育の理論と実践』清水書院1995年)を参照されたい。
- (5) 八幡船 秀吉の朝鮮出兵などの例があげられている。
- (6) 「歴史科専門委員会報告」(国立教育研究所「戦後教育資料」)
- (7) また、項目六の「歴史ノ視野ヲ世界的基盤ニ広メ外國文化ノ我が國ニ及ボシタル影響ヲ重視シ各國各民族文化ノ相互敬愛交流互惠ニヨリテ世界平和、共存共栄ノ実ノ拳ガレル事実ヲ明ニス」は、前者の「國史教育の要旨」の三を転用したものである。
- (8) 1946年2月22日の省議に付されたもの。Trainor Collection the Outline of the Plan For Compiling The Provisional Textbook of History Rool No46), および、勝田守一資料中の「暫定歴史教科書編纂方針大綱」、ここでは、後者を使用した。
- (9) ここでは、「秀吉の朝鮮征伐」「八幡船ノ教材」「御朱印船」などを慎重に、「大東亜共栄圏」を意味する語句は削除。「欧米列強の東亜侵略ヲ取り扱ヘル教材」として、「日清日露戦後三國干涉ノ教材ニ見ユルモノ」などの取り扱いを慎重に、また「唐使ト防人ノ條、防人ノ分ハ不當ニ強調セラレタル條アクヲ以テ削除」などの指示がある。
- (10) 『終戦教育事務処理提要』 第一集 文部省 1980年 67頁
- (11) 同上 第一集 76頁
- (12) 『資料日本現代教育史1』 三省堂 1979年 31頁
- (13) 同上 24頁
- (14) 『終戦教育事務処理提要』 第一集 文部省 1980年 48頁
- (15) 同上 第二集 3頁
- (16) 高橋史朗／ハリ－・レイ『占領下の教育改革と検閲』(日本教育新聞社 1987年 249～310頁)所収の復刻部分を参照。
- (17) 他に津田左右吉が外部から意見を述べたとされ、『教育のあゆみ』(読売新聞社 1982年)では、山中謙二に代えて坂本太郎の名がみえる。また、有光次郎は、豊田武への黒板勝美による記紀史観からの圧力を指摘している。(座談会「戦後国史教育の再開をめぐる」『歴史と地理』 316号 山川出版社 1981年 33頁)
- (18) 『研究評論 歴史教育』1ノ1(大正15年10月号), および7ノ2(昭和7年5月号)四海書房 これに、土屋喬雄については「戦時中、軍にいらまれ浪人していた労農派」という説明もある。(『戦後教育史への証言』 教育新聞社 1971年 63頁)
- (19) 1955年には、歴史教育研究会によって『世界の動きと日本の歩み』(日本書院)が、社会科歴史検定教科書として発刊されている。
- (20) 戦後の役員は2巻6号(1954年6月号)掲載のもので136人、5巻9号(1957年9月号)掲載のもので255人中となる。
- (21) 「1953年 回顧と展望」『史学雑誌』63巻5号 1954年 史学会
- (22) 『研究評論 歴史教育』1巻1号 1926年(大正15年)10月、3～4頁
- (23) 『研究評論 歴史教育』この他にも、國史教育学会『最新史観 國史教育』が1935年(昭和10年)から発刊されている。『最新史観 國史教育』は、顧問に徳富蘇峯を擁し、賛助員に、河野省三、中村孝也、など、歴史教育研究会と重なる者が多いが、その数は顧問6人賛助員24人と、歴史教育研究会に比して少ない。「綱領」には
 - 一、正しき國史観と正しき國史教育観の樹立
 - 二、世界に於ける日本の地位と使命の究明
 - 三、國史教育の徹底による日本精神の發揚と世界的大日本の完成
 とある。

掲載されている論文は、筆者の私見ではあるが『研究評論 歴史教育』よりさらに時局性を帯びたものとなっている。ただ、本論では、戦前と戦後を通じた考察を目的とした都合上、検討の対象を『研究評論 歴史教育』および改題された『歴史』に絞って検討した。

ここでは、『最新史観 國史教育』より一例を引用するにとどめたい。

「皇道新建設の為の『國史教育の重要性』」(札幌市西創成尋常小学校訓導)吉江勳

「現今我國の教育形態を眺めて見ればわかる如く、所謂新東亜建設・東亜新秩序の建設の為の興亜教育にしても、實に國史教育の徹底に待つ處頗る大なるものがあると考え。所謂國史教育の徹底によって、國體觀念の明徴から尊皇愛國の皇民たるの道が明確に把握出来るのであって、新東亜建設の教育そのものも、こゝに足場を求めて再出發しなくてはならないのである。」(9巻6号 1940年 81頁)

- (24) 本文に指摘したもの以外にも、以下の論考を示しておきたい。

木島正章「小中学校社会科廃棄論」(5巻6号 1957年6月)

「伊勢神宮、熱田神宮、靖国神社の文字ものせず(中略)日本人の自信喪失と無反省さも余りといえども甚しいのではないか。神社崇拜と祖先尊重の念の喚起が、現代教育改革の重要な要点でなければならぬ。」「極少一部の反戦論には、れいれいしく掲げて、しかも国民のあの熱烈なる愛國心及び世界にも誇るべき東郷元帥、乃木大将以下の忠勇には、全然これを記していない。」「独立して数年を経ながら今だに社会科を清算されないのは、日本人の恥辱でなくて何であろう。(98~99頁)

また、5巻9号(1957年9月)では、文部視学官鳥巢通明「戦後の歴史教育に対する再検討のうごき」が掲載されているが、鳥巢は、当時話題になっていた『子供に教える正しい日本史—祖国復興の礎に—』(歴史教育問題研究会 1957年3月)へ高い評価を与え、特に巻末の「歴史教科書の具備すべき要件」八箇条の全文を引用している。

このうち、「一、この国土に生まれ育まれる日本国民が、国土に対する深い愛情と過去からのすべてを背負って今日に至っているという責任感とを涵養し得るように留意されるべきである。」「一、歴史上の偉大な人物についてはつとめて筆を用い、歴史形成に対する自覚を喚起するような方向をとるべきである。個人の人格、意志の力、果たした役割などを軽視し、あるいは抹殺するような傾向は、甚だしい誤りといわなければならない。」「一、正しい国家観念を消滅させ、国民的統一を阻害し、分裂や斗争をして是認するような歴史構成は避けるべきである。」(巻末 350頁)の三項目は、「国家志向」型歴史教育の基本理念を集約したものといえよう。